

結城市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（案）

結城市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年結城市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「100分の10以上」を「100分の5以上」に、「100分の15以上」を「100分の10以上」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。